

欧亜局長

取扱注意

## 対韓医療関係援助について

4.7.6.20

経協 2

技協 2

1. 韓国政府は、重要施策の一つとして、国民保健の増進及び生活環境の改善等を挙げているところ、わが国に対し、(1)道立病院の施設改善及び郡立保健所の病院又は診療所への昇格措置(48年度においては、道立病院4、及び郡立保健所12を対象に予算措置をとる)にともなう医療機械供与、(2)韓国政府は、ガンセンター新設に対する機材供与及び(3)大韓ライ協会に対する機材供与について、わが国の援助を要望越している。
2. しかしながら、韓国における医療事業は、組織の不備、保健要員の不足及び都市偏在、

保健教育事業の不振等欠点があるといわれている現状からみて、医療機材のみの供与は慎重ならざるをえないと考えられるところ、韓国側よりの援助要請案件に対するわが方の感触、次の通り。

- (1) 道立病院及び郡立保健所に対する援助は将来の課題として検討する。
- (2) ガンセンター新設に対する援助は、本件が国務总理の直接の指示に基づくものとして強く要望しているとみられるので、一応検討の対象とするが、さきに機材援助を行なつた延世大学のガンセンターと重複する等の事情もあり、48年度予算に計上することは困難である旨すでに韓国側に内報している。

(3) 大韓ライ協会に対する援助は、現在、韓国に対して(1)労働災害対策、(2)寄生虫対策(3)成人病対策の3プロジェクトに対し医療協力を実施中であり、わが方予算等の関係もあるので、上記プロジェクトの終了(48年)後に、韓国側のわが方に対する医療協力についてのプライオリティーを勘案の上改めて検討する。

3. 韓国に対し、すでに実施し、又は現在援助実施中の医療援助プロジェクトは次のとおり。

#### (1) 労働災害対策

(労働衛生についての研究、教育、治療分野の協力)

援助期間 46年から3年間

機械供与額 46年 1,600万円  
47年 6,000万円(予定)

(2) 寄生虫対策

(寄生虫撲滅対策にに対する協力)

援助期間 43年から45年までの3年間  
(当初予定)

援助期間延長46年から3年間

(韓国側からの強い継続要望があり、46年調査団派遣の結果、援助期間を延長した)

機材供与額 (43年～46年) 8800万円

47年 1500万円  
(予定)

(3) 成人病対策

(主としてガン対策に対する協力)

延世大学付属ガンセンター

援助期間 43年から45年までの3年間  
(当初予定)

援助期間延長47年まで

( ガン大型治療機材の韓国側受入態勢に

問題があつたため供与を延期し、47年

3月機材供与済)

機材供与額 (43年~46年) 1億2,300万円

47年(46年度繰越) 1,000万円

## 李 壇 鎭 長 官 略 歷

1917年11月1日 全羅南道光陽生れ

1942年 九州帝国大学法学部卒業

43年 日本高等文官試験司法科合格

47年 ソウル大学校法科大学助教授

49年 延禧大学助教授

50年 東国大学教授

51年 法務部検察局情報課長

ソウル地方検察庁検事

52年 法務部法務局調査訟務・法務課長

ソウル高等検察庁検事

60年 法務部法務局長兼大検察庁検事

63年～64年 日韓会談代表

65年8月 法務部次官

68年5月 国防部次官

70年10月 交通部次官

71年6月 保健社会部長官